障害者虐待統計（令和７年度実績）

第１章　調査概要

１．調査の目的

○　本件は、国の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」に基づき、令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）の養護者・障害者福祉施設従事者（以下、「施設従事者」という。）・使用者による虐待の状況、市の対応状況について調査・集計を行ったもの。

２．調査の方法

○　各区支援課、障害者生活支援センター、障害政策課を対象に、令和７年度中（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、以下項目の調査を実施。

＜養護者、施設従事者、使用者による障害者虐待＞

⑴　相談（通報）について
- 相談者（通報者）の属性等

⑵　虐待対応について
- 事実関係の状況
- 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- 虐待行為の類型と程度
- 被虐待者、虐待者の状況
- 虐待の発生要因等
- 虐待への対応策（分離の実施状況等）
- 権利擁護に対する対応状況

【用語解説】

「養護者」とは、
障害者を現に擁護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、
障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の業務に従事する者

「障害福祉サービス事業等」とは、
障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、
障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

第２章　調査結果／全体概要

１．相談・通報件数の推移【表１】

○ 令和７年度に受け付けた障害者虐待に関する相談・通報件数は、前年度から 51 件増の 162 件となり、過去 10 年間で最大。

○ 特に、養護者による虐待が 115 件（71.0%）と最も高く、次いで、施設従事者による虐待 42 件（25.9%）となっている。

【表１】相談・通報件数の推移

虐待者区分		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
養護者	件数	57	53	38	52	47	61	65	85	91	115
	割合	70.4%	61.6%	43.2%	62.7%	64.4%	59.2%	56.0%	65.9%	82.0%	71.0%
施設従事者	件数	16	22	36	22	20	34	45	41	19	42
	割合	19.8%	25.6%	40.9%	26.5%	27.4%	33.0%	38.8%	31.8%	17.1%	25.9%
使用者	件数	3	6	8	7	3	3	3	3	1	3
	割合	3.7%	7.0%	9.1%	8.4%	4.1%	2.9%	2.6%	2.3%	0.9%	1.9%
その他	件数	5	5	6	2	3	5	3	0	0	2
	割合	6.2%	5.8%	6.8%	2.4%	4.1%	4.9%	2.6%	0.0%	0.0%	1.2%
計		81	86	88	83	73	103	116	129	111	162

※就労継続支援A型事業所の利用者に対する虐待の相談・通報2件は、「施設従事者」及び「使用者」両方に計上。

【グラフ１】相談・通報件数の推移

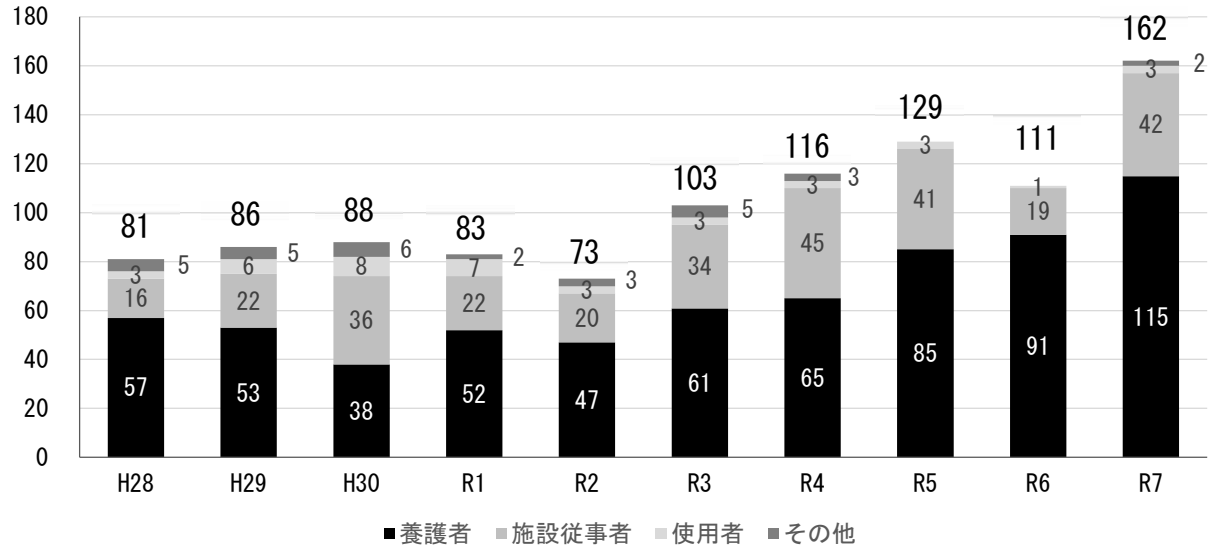

２．虐待認定件数の推移【表２】

○ 令和７年度に受け付けた障害者虐待に関する相談・通報件数のうち、虐待認定した件数は、前年度から 12 件増の 31 件。

○ 特に、養護者による虐待の認定件数が 17 件（54.8%）と最も多く、次いで、施設従事者による虐待の認定件数が 14 件（45.2%）となっている。

【表２】虐待認定件数の推移

虐待者区分		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
養護者	件数	32	30	19	31	31	35	21	18	13	17
	割合	74.4%	71.4%	63.3%	77.5%	79.5%	70.0%	52.5%	72.0%	68.4%	54.8%
施設従事者	件数	10	8	9	6	7	13	17	6	6	14
	割合	23.3%	19.0%	30.0%	15.0%	17.9%	26.0%	42.5%	24.0%	31.6%	45.2%
使用者	件数	1	4	2	3	1	2	2	1	0	0
	割合	2.3%	9.5%	6.7%	7.5%	2.6%	4.0%	5.0%	4.0%	0.0%	0.0%
計		43	42	30	40	39	50	40	25	19	31

【グラフ２】虐待認定件数の推移

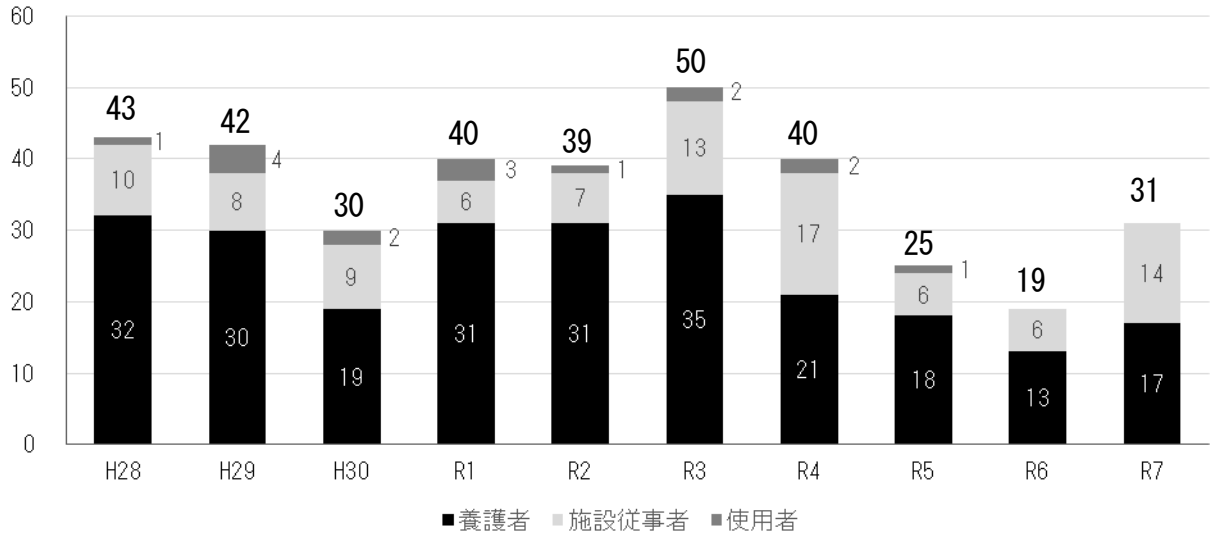

【参考】虐待認定率の推移

虐待者区分			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
養護者	通報件数	A	57	53	38	52	47	61	65	85	91	115
	認定件数	B	32	30	19	31	31	35	21	18	13	17
	認定率	B/A	56.1%	56.6%	50.0%	59.6%	66.0%	57.4%	32.3%	21.2%	14.3%	14.8%
施設従事者	通報件数	C	16	22	36	22	20	34	45	41	19	42
	認定件数	D	10	8	9	6	7	13	17	6	6	14
	認定率	D/C	62.5%	36.4%	25.0%	27.3%	35.0%	38.2%	37.8%	14.6%	31.6%	33.3%
使用者	通報件数	E	3	6	8	7	3	3	3	3	1	3
	認定件数	F	1	4	2	3	1	2	2	1	0	0
	認定率	F/E	33.3%	66.7%	25.0%	42.9%	33.3%	66.7%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%

※就労継続支援A型事業所の利用者に対する虐待の相談・通報2件は、「施設従事者」及び「使用者」両方に計上。

３．虐待認定件数の推移

【グラフ３】養護者による障害者虐待の認定率推移

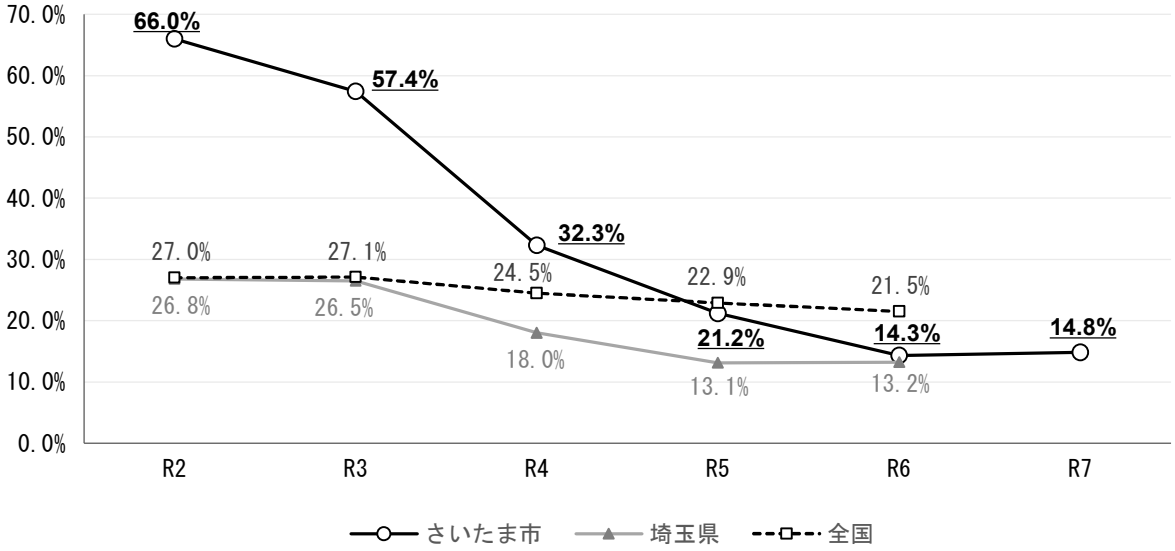

【グラフ４】施設従事者による障害者虐待の認定率推移

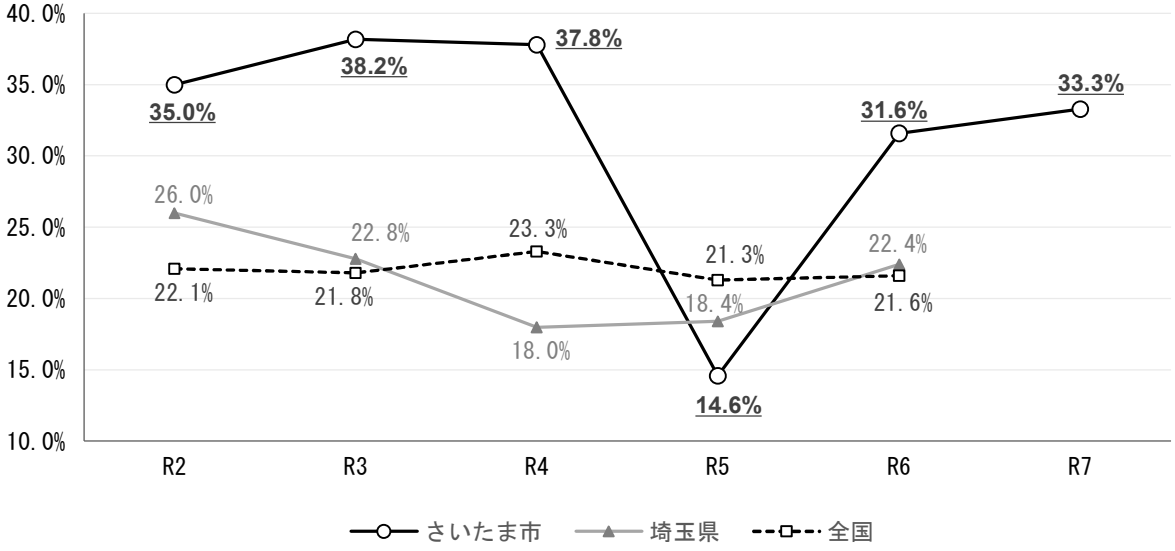

【グラフ５】使用者による障害者虐待の認定率推移

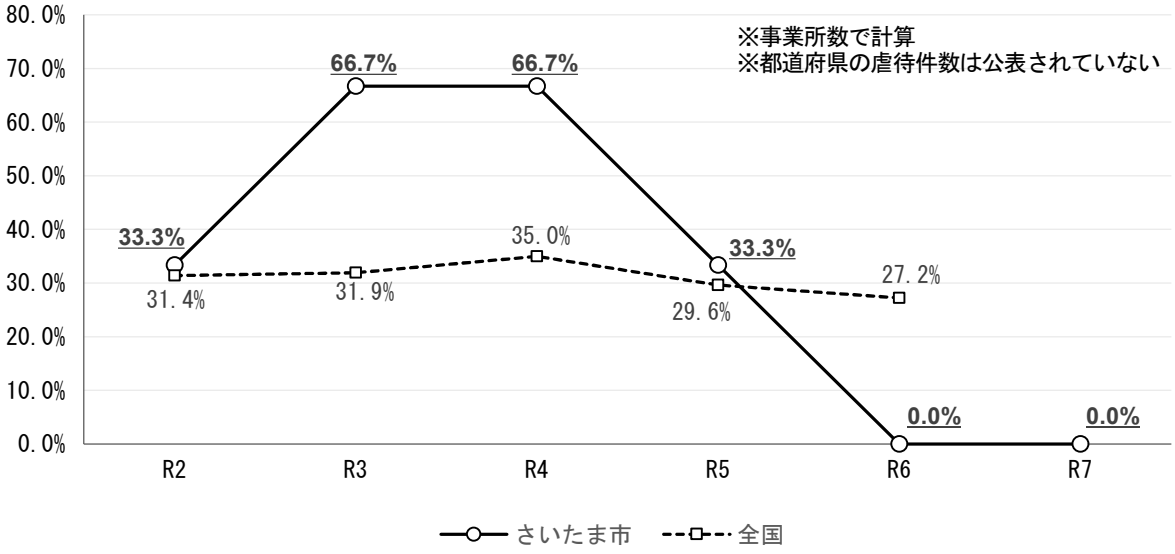

埼玉県：埼玉県福祉部障害支援課発表の「令和６年度における埼玉県内の障害者虐待の状況について」の別紙「障害者虐待の状況に関する調査結果」を基に作成
全　国：厚生労働省発表の「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」を基に作成

第３章　養護者による虐待

１．相談・通報件数（複数回答）【表３】

○　「警察」が 61.7%と最も多く、次いで「本人による届出」が 15.7%、「障害者福祉施設従事者」が 7.8%、「介護事業所ヘルパー」が 5.2%となっている。

【表３】相談・通報・届出者（複数回答）

区分	本人	家族・親族	近隣住民・知人	医師・医療機関従事者	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者	警察	他自治体行政職員	介護事業所ヘルパー	成年後見人等・権利擁護センター	勤務先の職員	不明	その他	合計
件数	18	2	1	4	2	9	71	1	6	0	1	1	1	117
構成割合	15.7%	1.7%	0.9%	3.5%	1.7%	7.8%	61.7%	0.9%	5.2%	0.0%	0.9%	0.9%	0.9%	

（注）構成割合は、相談・通報件数115件に対するもの。

２．相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議を行う体制と実績【表４】

○　対応方針を協議した事例件数 115 件のうち、「市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数」は全体の 93.9%、「市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数」は 40.0%であった。

○　外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数」が 25.2%であった。

【表４】相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議を行う体制と実績（複数回答）

区分	件数	構成割合
相談・通報件数	115	
市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数	108	93.9%
市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数	46	40.0%
委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数	29	25.2%
その他	21	18.3%

（注）構成割合は、相談・通報件数115件に対するもの。

３．事実確認の状況

(1)　事実確認の状況【表５】

○　令和７年度に相談・通報・届出を受理した 115 件のうち、「❶事実確認調査を行った事例」が 58 件（50.4%）、「❷事実確認調査を行っていない事例」は 57 件（49.6%）。

○　❶事実確認調査を行った 58 件のうち、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例」が 35 件（60.3%）で、❷事実確認調査を行っていない 57 件のうち、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」は 35 件（61.4%）であった。

【表５】事実確認の実施状況

区分	件数	構成割合
❶事実確認調査を行った事例	58	50.4%
訪問調査により事実確認を行った事例	23	(39.7%)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例	35	(60.3%)
❷事実確認調査を行っていない事例	57	49.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	35	(61.4%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	12	(21.1%)
他部署等への引継ぎ	10	(17.5%)
合計	115	

（注）構成割合は、相談・通報件数115件に対するもの。

⑵ 事実確認を行うまでの日数【表６】

○ 事実確認調査を行った 58 件のうち、相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「０日（当日）」が 17 件（29.3%）、「１日（翌日）」が７件（12.1%）であった。「２日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 44.8%である一方、事実確認を行うまでに３日以上の日数を要した割合は 55.2%であった。

【表６】事実確認を行うまでの日数

区分	０日（当日）	１日（翌日）	２日	３～６日	７～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	17	7	2	12	13	2	3	2	58
構成割合	29.3%	12.1%	3.4%	20.7%	22.4%	3.4%	5.2%	3.4%	

2日以内「44.8%」←→ 3日以上「55.2%」

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例58件に対するもの。

⑶ 事実確認調査不要と判断した理由【表７】

○ 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した 35 件のうち、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が４件（11.4%）、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 20 件（57.1%）、「その他」が 11 件（31.4%）であった。

【表７】事実確認調査不要と判断した理由

区分	件数	構成割合
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	35	
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	4	11.4%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	20	57.1%
その他	11	31.4%

（その他の事例）
警察が事実確認を行っており、被虐待者に怪我もなく、虐待者への口頭指導も行ったため
互いに暴力を振るう喧嘩だったため

４．事実確認調査の結果

⑴ 事実確認調査の結果【表８】

○ 事実確認調査を行った 58 件のうち、「虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例」は 17 件（29.3%）であった。

【表８】事実確認調査の結果

区分	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	58	
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	17	29.3%
虐待ではないと判断した事例	13	22.4%
虐待の判断には至らなかった事例	28	48.3%

⑵　虐待ではないと判断した理由【表９】

○　虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が２件（15.4%）、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が９件（69.2%）、「その他」が２件（15.4%）であった。

【表９】虐待ではないと判断した理由

区分	件数	構成割合
虐待ではないと判断した事例	13	
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	2	15.4%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	9	69.2%
その他	2	15.4%

⑶　虐待の判断に至らなかった理由【表 10】

○　虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が 15 件（53.6%）、「養護上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」が７件（25.0%）、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できなかった事例」が２件（7.1%）、「その他」が４件（14.3%）であった。

【表10】虐待の判断に至らなかった理由

区分	件数	構成割合
虐待の判断に至らなかった事例	28	
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	15	53.6%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	2	7.1%
養護上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例	7	25.0%
その他	4	14.3%

（その他の事例）
被虐待者の体調不良のため、本人の希望により証拠集めを中断したため　等

５．虐待の有無の判断を行う体制と実績【表 11】

○　事実確認調査を行った 58 件のうち、「市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数」は全体の 98.3%、「市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数」は 44.8%であった。

○　外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数」が 46.6%であった。

【表11】虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

区分	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	58	
市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数	57	98.3%
市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数	26	44.8%
委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数	27	46.6%
その他	13	22.4%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例58件に対するもの。

６．虐待行為の類型と程度

⑴　虐待行為の類型（複数回答）【表 12】

○　虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 17 件について、虐待行為の類型では、「身体的虐待」が 11 件（64.7%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が５件（29.4%）、「放棄、放置（ネグレクト）」が４件(23.5%)、「経済的虐待」が３件（17.6%)、「性的虐待」が２件(11.8%)、「セルフネグレクトの放置」が１件(5.9%)であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含む事例はなかった。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計件数は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 17 件と一致しない。

【表12】虐待行為の類型（複数回答）

区分	身体的虐待	心理的虐待	放棄、放置（ネグレクト）	経済的虐待	性的虐待	セルフネグレクトの放置	合計
件数	11	5	4	3	2	1	26
構成割合	64.7%	29.4%	23.5%	17.6%	11.8%	5.9%	

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例17件に対するもの。

⑵　虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度【表 13】

○　虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「最重度」が２件(11.8%)、「重度」が７件（41.2%)、「中度」が９件（52.9 件)、「軽度」が８件（47.1%）となっている。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計件数は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 17 件と一致しない。

【表13】虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

区分	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	合計
件数	2	7	9	8	0	26
構成割合	11.8%	41.2%	52.9%	47.1%	0.0%	

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例17件に対するもの。

（参考：程度の解説　※厚生労働省統計調査）

重度：「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為

中度：「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為

軽度：「生命・身体・生活への影響」に相当する行為

⑶　経済的虐待の内容【表 14】

○　経済的虐待の内容は、「障害年金」が１件（33.3%)、「その他」が２件（66.7%）を占めている。

【表14】経済的虐待の内容（複数回答）

区分	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	1	0	0	2	3
構成割合	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	

（注）構成割合は、経済的虐待3件に対するもの。

（その他の事例）

生活費の搾取

アルバイト代を持っていかれる

７．被虐待者の状況

⑴　被虐待者の性別及び年齢【表 15・16】

○　虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 17 件に対し、被虐待者数は 17 人であった。

○　性別では、「女性」が 11 人（64.7%）、「男性」が６人（35.3%）と、「女性」が全体の６割を占めている。

○　年齢階級別では「20～29 歳」が 41.2%と最も多く、次いで「30～39 歳」、「50～59 歳」がそれぞれ 23.5%、「40～49 歳」、「60～64 歳」がそれぞれ 5.9%であった。

【表15】被虐待者の性別

区分	男性	女性	合計
人数	6	11	17
構成割合	35.3%	64.7%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

【表16】被虐待者の年齢

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	0	7	4	1	4	1	0	17
構成割合	0.0%	41.2%	23.5%	5.9%	23.5%	5.9%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

⑵　被虐待者の障害種別（複数回答）【表 17】

○　被虐待者の障害種別では、「知的障害」が 58.8%と最も多く、次いで「身体障害」が 47.1%、「精神障害」が 35.3%、「発達障害」、「難病」がそれぞれ 5.9%であった。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計人数は被虐待者 17 人と一致しない。

【表17】被虐待者の障害種別（複数回答）

区分	身体障害	知的障害	精神障害 （発達障害除く）	発達障害	難病	その他	合計
人数	8	10	6	1	1	0	26
構成割合	47.1%	58.8%	35.3%	5.9%	5.9%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

⑶　被虐待者の障害支援区分及び行動障害【表 18・19】

○　被虐待者 17 人のうち、障害支援区分のある者が 64.7%、障害支援区分のない者は 35.3%であった。区分がある者のうち「区分６」が全体の 35.3%、次いで「区分３」「区分４」が 11.8%であった。

○　また、行動障害のある者が全体の 47.1%を占めている。

【表18】被虐待者の障害支援区分

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	0	0	2	2	1	6	6	0	17
構成割合	0.0%	0.0%	11.8%	11.8%	5.9%	35.3%	35.3%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

【表19】被虐待者の行動障害の有無

区分	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	不明	合計
人数	5	0	3	9	0	17
構成割合	29.4%	0.0%	17.6%	52.9%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。
※障害支援区分３、行動関連項目10点以上

⑷ 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）【表 20】

○ 被虐待者の利用しているサービスは、「障害者総合支援法上のサービス」が 76.5%と最も多く、次いで「地域生活支援事業のサービス」が 52.9%であった。サービスの利用のない者は 23.5%であった。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計人数は被虐待者 17 人と一致しない。

【表20】被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

区分	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市単独事業のサービス	成年後見制度	利用なし	不明	その他	合計
人数	13	0	4	9	0	1	4	0	1	32
構成割合	76.5%	0.0%	23.5%	52.9%	0.0%	5.9%	23.5%	0.0%	5.9%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

⑸ 虐待者との同居・別居の状況【表 21】

○ 被虐待者のうち、「虐待者と同居」が 88.2%を占めている。

【表21】虐待者との同居・別居の状況

区分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合計
人数	15	1	1	17
構成割合	88.2%	5.9%	5.9%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

⑹ 被虐待者を含む世帯構成【表 22】

○ 被虐待者の世帯構成は、両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 70.6%を占めている。

【表22】被虐待者の世帯構成

区分	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹
件数	0	0	2	4	1	5	0
構成割合	0.0%	0.0%	11.8%	23.5%	5.9%	29.4%	0.0%

区分	母	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	1	1	0	0	3	0	17
構成割合	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者17人に対するもの。

８．虐待者の状況

⑴　虐待者の性別及び年齢【表 23・24】

○　虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 17 件に対し、虐待者数は 19 人であった。

○　性別では、「男性」が 63.2%、「女性」が 36.8%と、「男性」が全体の６割を占めている。

○　年齢階級別では、「65 歳以上」が 42.1%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 26.3%、次いで「40～49 歳」が 15.8%であった。

【表23】虐待者の性別

区分	男性	女性	不明	合計
人数	12	7	0	19
構成割合	63.2%	36.8%	0.0%	

（注）構成割合は、虐待者19人に対するもの。

【表24】虐待者の年齢

区分	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
件数	0	1	1	3	5	0	8	1	19
構成比	0.0%	5.3%	5.3%	15.8%	26.3%	0.0%	42.1%	5.3%	

（注）構成割合は、虐待者19人に対するもの。

⑵　被虐待者からみた虐待者の続柄【表 25】

○　被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が 36.8%と最も多く、次いで「母」が 31.6%、「夫」、「兄弟」が 10.5%、「妻」が 5.3%の順であった。

【表25】被虐待者からみた虐待者の続柄

区分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟	姉妹	その他	不明	合計
人数	7	6	2	1	0	0	2	0	1	0	19
構成比	36.8%	31.6%	10.5%	5.3%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	5.3%	0.0%	

９．虐待の発生要因等

⑴ 虐待の発生要因や状況（複数回答）【表 26】

○ 虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 70.6%で最も多く、次いで「虐待者の介護疲れ」が 58.8%、「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」が 41.2%となっている。

○ 被虐待者側の要因としては、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 82.4%で最も高くなっている。

○ 家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 82.4%で最も高く、次いで「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」も 17.6%となっている。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数 17 人と一致しない。

【表26】虐待の発生要因や状況（複数回答）

区分	虐待者側の要因						
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者側のその他の要因	合計
人数	10	4	7	1	12	1	35
構成割合	58.8%	23.5%	41.2%	5.9%	70.6%	5.9%	

（注）構成割合は、被虐待者数17人に対するもの。

区分	被虐待者側の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者のその他の要因	合計
人数	14	1	4	19
構成割合	82.4%	5.9%	23.5%	

（注）構成割合は、被虐待者数17人に対するもの。

区分	家庭環境の要因				
	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因	合計
人数	14	2	3	1	20
構成割合	82.4%	11.8%	17.6%	5.9%	

（注）構成割合は、被虐待者数17人に対するもの。

⑵ 過去の虐待の有無【表 27】

○ 虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例のうち、「過去に虐待と認定されていた」が 23.5%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」が 35.3%であり、全体の約半数を占めている。

○ 一方で、「虐待兆候は把握されていなかった」は 29.4%となっている。

【表27】過去の虐待の有無

区分	過去に虐待と認定されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	4	6	5	2	17
構成割合	23.5%	35.3%	29.4%	11.8%	

（注）構成割合は、被虐待者数17人に対するもの。

10. 虐待への対応策

⑴ 分離の有無【表 28】

○ 虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離をおこなった事例」は４件（23.5%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 10 件（58.8%）であった。

【表28】虐待への対応策としての分離の有無

区分	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	17	
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4	23.5%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	10	58.8%
もともと虐待者とは別居の被虐待者の事例	1	5.9%
対応について検討・調整中の事例	2	11.8%

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例17件に対するもの。

⑵ 分離を行った事例における対応の内訳【表 29】

○ 分離を行った事例における対応は、「医療機関への一時入院」が３件（75.0%）と最も多く、次いで「その他（シェルターへの避難等）」が１件（25.0%）となっている。また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は２件（50%）であった。

【表29】分離を行った事例における対応の内訳

区分	件数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4	
医療機関への一時入院	3	75.0%
その他（シェルターへの避難等）	1	25.0%

※上記の内、面会制限を行った事例は２件

⑶ 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）【表 30】

○ 分離の有無に関わらず行った対応は、「本人や養護者に対する傾聴・助言・指導」が 94.1%と最も多く、次いで「本人や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 58.8%、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 41.2%となっている。

【表30】分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）

区分	相談・通報		虐待認定	
	件数	構成割合	件数	構成割合
被虐待者	188		46	
本人や養護者に対する傾聴・助言・指導	68	59.1%	16	94.1%
本人や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	36	31.3%	10	58.8%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	2	1.7%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	12	10.4%	10	58.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	6	5.2%	1	5.9%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	3	2.6%	1	5.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	29	25.2%	7	41.2%
その他	32	27.8%	1	5.9%

（注）構成割合は、相談・通報件数115件、被虐待者17人に対するもの。

⑷ 成年後見制度等に関する対応【表 31】

○ 成年後見制度については、「成年後見制度を利用開始済み」が１件（5.9%）、「成年後見制度を利用していない」が 16 件（94.1%）となっている。

【表31】成年後見制度等に関する対応

区分	人数	構成割合
被虐待者	17	
成年後見制度を利用開始済み※	1	5.9%
成年後見制度を利用していない	16	94.1%

※市長申立の事例なし

第４章　施設従事者による虐待

１．相談・通報件数（複数回答）【表 32】

○　「当該施設・事業所の職員」による通報が 42.8%と最も多く、次いで「本人による届出」が 19.0%「他の施設・事業所の職員」による通報が 16.7%となっている。

○　「当該施設・事業所の職員」の内訳は、「サービス管理責任者」が 19.0%、「設置者・管理者」が 16.7%、「その他の職員」が 7.1%となっている。

【表32】相談・通報・届出者（複数回答）

区分	本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	当該施設・事業所の職員			当該施設・事業所の元職員	他の施設・事業所の職員	本市行政職員	他団体行政職員	成年後見人等・権利擁護センター	合計
					設置者・管理者	サービス管理責任者	その他の職員						
件数	8	4	1	2	7	8	3	2	7	1	3	1	47
構成割合	19.0%	9.5%	2.4%	4.8%	16.7%	19.0%	7.1%	4.8%	16.7%	2.4%	7.1%	2.4%	

（注）構成割合は相談・通報件数42 件に対応。

42.8%

２．相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議を行う体制と実績【表 33】

○　対応方針を協議した事例件数 42 件のうち、「市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数」は全体の 97.6%、「市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数」は 52.4%であった。

○　外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数」が 47.6%であった。

【表33】相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議を行う体制と実績（複数回答）

区分	件数	構成割合
相談・通報件数	42	
市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数	41	97.6%
市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数	22	52.4%
委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数	20	47.6%
その他	10	23.8%

（注）構成割合は、相談・通報件数42件に対するもの。

３．事実確認の状況

(1)　事実確認の状況【表 34】

○　令和７年度に相談・通報・届出を受理した 42 件のうち、「❶事実確認調査を行った事例」が 34 件（81.0%）、「❷事実確認調査を行っていない事例」は８件（19.0%）。

○　❶事実確認調査を行った 34 件のうち、「訪問調査・立入調査により事実確認を行った事例」が 24 件（70.6%）で、❷事実確認調査を行っていない８件のうち、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」は１件（12.5%）であった。

【表34】事実確認の実施状況

区分	件数	構成割合
❶事実確認調査を行った事例	34	81.0%
訪問調査・立入調査により事実確認を行った事例	24	(70.6%)
訪問調査・立入調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例	10	(29.4%)
❷事実確認調査を行っていない事例	8	19.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1	(12.5%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	3	(37.5%)
その他（他部署等への引継ぎ等）	4	(50.0%)
合計	42	

（事実確認調査不要と判断した事例）
サービスに対する不平・不満と考えられる事例
（その他の事例）
本人が事実確認を希望しなかった、他部署への引継ぎ　等

⑵　事実確認を行うまでの日数【表 35】

○　事実確認調査を行った 34 件のうち、相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「０日（当日）」が５件（14.7%）、「１日（翌日）」が３件（8.3%）であった。「２日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 29.4%である一方、事実確認を行うまでに３日以上の日数を要した割合は 70.6%であった。

【表35】事実確認を行うまでの日数

区分	０日（当日）	１日（翌日）	２日	３～６日	７～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	5	3	2	6	10	4	2	2	34
構成割合	14.7%	8.8%	5.9%	17.6%	29.4%	11.8%	5.9%	5.9%	

2日以内「29.4%」←→ 3日以上「70.6%」

４．事実確認調査の結果

⑴　事実確認調査の結果【表 36】

○　事実確認調査を行った 34 件のうち、「虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例」は 14 件（41.2%）であった。

【表36】事実確認調査の結果

区分	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	34	
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	14	41.2%
虐待ではないと判断した事例	8	23.5%
虐待の判断には至らなかった事例	12	35.3%

⑵ 虐待ではないと判断した理由【表 37】

○ 虐待ではないと判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が２件（25.0%）、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が３件（37.5%）、「その他」が３件（37.5%）であった。

【表37】虐待ではないと判断した理由

区分	件数	構成割合
虐待ではないと判断した事例	8	
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	2	25.0%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	3	37.5%
その他	3	37.5%

（その他の事例）
当該事業所からの調査報告で虐待が確認できなかったため

⑶ 虐待の判断に至らなかった理由【表 38】

○ 虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が６件（50.0%）、「サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」が５件（41.7%）などであった。

【表38】虐待の判断に至らなかった理由

区分	件数	構成割合
虐待の判断に至らなかった事例	12	
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	6	50.0%
サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例	5	41.7%
その他（本人から雇用先への聞き取りの拒否があり、事実を確認できなかったため）	1	8.3%

５．虐待の有無の判断を行う体制と実績【表 39】

○ 事実確認調査を行った 34 件のうち、「市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数」は全体の 94.1%、「市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数」は 47.1%であった。

○ 外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数」が 58.8%であった。

【表39】虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

区分	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	34	
市の障害者虐待防止部署職員が参加した事例件数	32	94.1%
市の障害者虐待防止部署職員（管理職）が参加した事例件数	16	47.1%
委託先の障害者生活支援センター職員が参加した事例件数	20	58.8%
その他（援護地の担当部署職員　等）	8	23.5%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例34件に対するもの。

６．虐待行為の類型と程度

⑴　虐待行為の類型（複数回答）【表 40】

○　虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 14 件について、虐待行為の類型では、「心理的虐待」が８件（57.1%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が４件（28.6%）、「放棄、放置（ネグレクト）」が２件（14.3%）、「経済虐待」が１件（7.1%）、「性的虐待」が１件（7.1%）であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含む事例は１件であった。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計件数は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 14 件と一致しない。

【表40】虐待行為の類型（複数回答）

区分	身体的虐待	心理的虐待	放棄、放置（ネグレクト）	経済的虐待	性的虐待	合計
件数	4	8	2	1	1	16
構成割合	28.6%	57.1%	14.3%	7.1%	7.1%	

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。
経済的虐待は、障害年金の事例

⑵　虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（複数回答）【表 41】

○　虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「最重度」が３件（21.4%）、「重度」が２件（14.3%）、「中度」が３件（21.4 件）、「軽度」が８件（57.1%）。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計件数は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 14 件と一致しない。

【表41】虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

区分	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	合計
件数	3	2	3	8	0	16
構成割合	21.4%	14.3%	21.4%	57.1%	0.0%	

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。
（参考：程度の解説　※厚生労働省統計調査）
重度：「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為
中度：「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為
軽度：「生命・身体・生活への影響」に相当する行為

７．被虐待者の状況

⑴　被虐待者の性別及び年齢【表 42・43】

○　虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例 14 件に対し、被虐待者数は 14 人であった。

○　性別では、「男性」が 11 人（78.6%）、「女性」が３人（21.4%）と、「男性」が全体の８割を占めている。

○　年齢階級別では「20～29 歳」が４人（28.6%）と最も多く、次いで「～19 歳」が３人（21.4）%、「30～39 歳」が２人（14.3%）、「50～59 歳」が２人（14.3%）などであった。

【表42】被虐待者の性別

区分	男性	女性	合計
人数	11	3	14
構成割合	78.6%	21.4%	

（注）構成割合は、被虐待者14人に対するもの。

【表43】被虐待者の年齢

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	3	4	2	1	2	1	1	14
構成割合	21.4%	28.6%	14.3%	7.1%	14.3%	7.1%	7.1%	

（注）構成割合は、被虐待者14人に対するもの。
～19歳の３人には、中学生２人を含む。

⑵ 被虐待者の障害種別（複数回答）【表 44】

○ 被虐待者の障害種別では、「知的障害」が 11 人（78.6%）と最も多く、次いで「身体障害」が５人（35.7%）、「精神障害」が２人（14.3%）、「発達障害」が１人（7.1%）であった。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計人数は被虐待者 14 人と一致しない。

【表44】被虐待者の障害種別（複数回答）

区分	身体障害	知的障害	精神障害 （発達障害除く）	発達障害	合計
人数	5	11	2	1	19
構成割合	35.7%	78.6%	14.3%	7.1%	

（注）構成割合は、被虐待者14人に対するもの。

⑶ 被虐待者の障害支援区分及び行動障害【表 45・46】

○ 障害支援区分のある者が 11 人（78.6%）、障害支援区分のない者は３人（21.4%）であった。区分がある者のうち「区分４」が全体の 42.9%を占めている。

○ また、行動障害のある者が全体の 35.7%となっている。

【表45】被虐待者の障害支援区分

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	0	1	0	6	2	2	3	0	14
構成割合	0.0%	7.1%	0.0%	42.9%	14.3%	14.3%	21.4%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者14人に対するもの。

【表46】被虐待者の行動障害の有無

区分	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	不明	合計
人数	2	0	3	9	0	14
構成割合	14.3%	0.0%	21.4%	64.3%	0.0%	

（注）構成割合は、被虐待者14人に対するもの。
※障害支援区分３、行動関連項目10点以上

⑷ 被虐待者（相談・通報件数）の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）【表 47】

○ 被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が 92.9%と最も多く、次いで「地域生活支援事業のサービス」が 50.0%などであった。

※１件の事例に対して、複数の項目に該当する場合、重複して計上されるため、合計人数は被虐待者 14 人と一致しない。

【表47】被虐待者（相談・通報件数）の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

区分	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市単独事業のサービス	成年後見制度	利用なし	不明	その他	合計
人数	13	3	1	7	2	0	0	0	2	28
構成割合	92.9%	21.4%	7.1%	50.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	

（注）構成割合は、被虐待者14人に対するもの。

８．虐待を行った施設従事者の状況

⑴ 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別【表 48】

○ 虐待の事実が認められた 14 件の事例について、施設・事業所の種別では、「共同生活援助」が７件（50.0%）と最も多く、次いで「生活介護」が２件（14.7%）、「障害者支援施設」「行動援護」「移動支援」「地域活動支援センター」「放課後等デイサービス」が各１件となっている。

【表48】虐待の事実が認められた事業所種別

区分	相談・通報		虐待認定	
	件数	構成割合	件数	構成割合
事例数	42		14	
障害者支援施設	6	14.3%	1	7.1%
居宅介護	1	2.4%	0	0.0%
行動援護	1	2.4%	1	7.1%
生活介護	4	9.5%	2	14.3%
就労継続支援Ａ型	4	9.5%	0	0.0%
就労継続支援Ｂ型	1	2.4%	0	0.0%
共同生活援助	14	33.3%	7	50.0%
移動支援	1	2.4%	1	7.1%
地域活動支援センター	1	2.4%	1	7.1%
児童発達支援	2	4.8%	0	0.0%
放課後等デイサービス	7	16.7%	1	7.1%
その他	0	0.0%	0	0.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数42件、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。

⑴ 虐待者の性別及び年齢【表 49・50】

○ 虐待判断事例 14 件に対し、虐待者数は 16 人であった。

○ 性別では、「男性」が９人（56.3%）、「女性」が５人（31.3%）と、「男性」が全体の６割を占めている。年齢階級別では「不明」が 11 人（68.8%）と最も多く、次いで「60～64 歳」が３人（18.8%）、「50～59 歳」が２人（12.5%）であった。

※１件の事例に対して、複数の虐待者がいる場合、重複して計上されるため、合計人数は被虐待者 14 人と一致しない。

【表49】虐待者の性別（複数回答）

区分	男性	女性	不明	合計
人数	9	5	2	16
構成割合	56.3%	31.3%	12.5%	

（注）構成割合は、虐待者16人に対するもの。

【表50】虐待者の年齢

区分	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	0	0	0	0	2	3	0	11	16
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	18.8%	0.0%	68.8%	

（注）構成割合は、虐待者16人に対するもの。

⑵ 虐待者の職種と雇用形態【表 51・52】

○ 「世話人」が５人（31.3%）、「管理者」が４人（25.0%）、「サービス管理責任者」が３人（18.8%）、「生活支援員」が２人（12.5%）、「居宅介護従業者」「その他従業者」が各１人（6.3%）であった。

【表51】虐待者の職種と雇用形態

区分	相談・通報		虐待認定	
	人数	構成割合	人数	構成割合
合計人数	47		16	
サービス管理責任者	3	6.4%	3	18.8%
管理者	4	8.5%	4	25.0%
生活支援員	1	2.1%	2	12.5%
職業指導員	1	2.1%	0	0.0%
世話人	1	2.1%	5	31.3%
機能訓練指導員	2	4.3%	0	0.0%
保育士	8	17.0%	0	0.0%
調理員	1	2.1%	0	0.0%
居宅介護従業者	8	17.0%	1	6.3%
重度訪問介護従業者	1	2.1%	0	0.0%
その他従業者	11	23.4%	1	6.3%
不明	6	12.8%	0	0.0%

【表52】虐待者の職種と雇用形態

区分	相談・通報		虐待認定	
	人数	構成割合	人数	構成割合
合計人数	47		16	
正規職員	35	74.5%	12	75.0%
非正規職員	4	8.5%	2	12.5%
不明	8	17.0%	2	12.5%

９．虐待の発生要因

⑴　虐待の発生要因（複数回答）【表 53】

○　虐待の発生要因としては、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」と「倫理観や理念の欠如」が 50.0%で最も多く、次いで「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 31.3%となっている。

○　また、組織の問題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 31.3%となっている。

【表53】虐待の発生要因（複数回答）

区分	虐待者側の要因					
	教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情のコントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	合計
人数	5	8	8	1	4	26
構成割合	31.3%	50.0%	50.0%	6.3%	25.0%	

（注）構成割合は、虐待者数16人に対するもの。

10. 虐待の事実が認められた事例への対応

⑴　被虐待者に行った支援（複数回答）【表 54】

○　「被虐待者に対する傾聴・助言」が 57.1%で最も多く、次いで「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 42.9%などとなっている。

【表54】被虐待者に行った支援の内訳（複数回答）

区分	相談・通報		虐待認定	
	件数	構成割合	件数	構成割合
合計	67		27	
被虐待者に対する傾聴・助言	24	57.1%	8	57.1%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	5	11.9%	3	21.4%
再発防止のための定期的な見守りの実施	14	33.3%	6	42.9%
現在の支援内容を継続	13	31.0%	4	28.6%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	4	9.5%	3	21.4%
その他	7	16.7%	3	21.4%

（注）構成割合は、相談・通報件数42件、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。

⑵　虐待の事実が認められた施設・事業所への対応（複数回答）【表 55】

○　「施設・事業所を訪問し、施設環境や職員、利用者の状況等を調査したうえで、指導等を行った」が 50.0%で最も多くなっている。

【表55】虐待の事実が認められた施設・事業所への対応の内訳（複数回答）

区分	相談・通報		虐待認定	
	件数	構成割合	件数	構成割合
合計	42		14	
施設・事業所を訪問し、施設環境や職員、利用者の状況等を調査したうえで、指導等を行った	14	33.3%	7	50.0%
施設・事業所に聞き取り調査を行ったうえで、助言等を行った	12	28.6%	6	42.9%
施設・事業所に聞き取り調査を行ったうえで、指導・助言等は不要と判断	7	16.7%	0	0.0%
支援の必要性や内容等を検討中	5	11.9%	0	0.0%
その他	4	9.5%	1	7.1%

（注）構成割合は、相談・通報件数42件、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。

⑶ 分離の有無【表 56】

○ 虐待への対応として「虐待者からの分離をおこなった事例」は ２件（14.3%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は８件（57.1%）であった。

【表56】虐待への対応策としての分離の有無

区分		件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例		14	
	虐待者からの分離を行った事例※（ＧＨ・ＣＨ、医療機関）	2	14.3%
	虐待者からの分離を行っていない事例	8	57.1%
	その他（虐待者の解雇、担当職からの除外等）	4	28.6%

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。

⑷ 成年後見制度等の利用【表 57】

○ 成年後見制度については、「成年後見制度を利用済み」が２件（14.3%）、「成年後見制度を利用していない」が 11 件（78.6%）となっている。

【表57】成年後見人等の利用

区分		件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例		14	
	成年後見制度を利用開始済み※	2	14.3%
	成年後見制度を利用手続中※	1	7.1%
	利用していない	11	78.6%

（注）構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例14件に対するもの。
※ 市長申立の利用事例は２件

第５章　使用者による虐待

１．相談・通報件数（複数回答）【表 58】

○　「本人」による届出が 66.7%と最も多く、次いで「医師・医療機関従事者」による通報が 33.3%となっている。

【表58】相談・通報・届出者（複数回答）

区分	本人	医師・医療機関従事者	合計
件数	2	1	3
構成割合	66.7%	33.3%	

（注）構成割合は、相談・通報件数41件に対応。

２．事実確認の状況

⑴　事実確認の状況【表 59】

○　令和７年度に相談・通報・届出を受理した３件のうち、「❶事実確認調査を行った事例」が３件（100%）であった。

○　❶事実確認調査を行った３件のうち、「訪問調査・立入調査により事実確認を行った事例」が２件（66.7%）で、「関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例」が１件（33.3%）であった。

【表59】事実確認の実施状況

区分	件数	構成割合
❶事実確認調査を行った事例	3	100.0%
訪問調査により事実確認を行った事例	2	(66.7%)
訪問調査・立入調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例	1	(33.3%)
❷事実確認調査を行っていない事例	0	0.0%
合計	3	

（注）構成割合は、相談・通報件数3件に対するもの。

⑵　事実確認を行うまでの日数【表 60】

○　事実確認を行った事例３件について、事実確認を行うまでいずれも３日以上の日数を要している。

【表60】事実確認を行うまでの日数

区分	０日（当日）	１日（翌日）	２日	３～６日	７～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	0	0	0	1	1	0	0	1	3
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	

2日以内「0%」←→ 3日以上「100%」

３．事実確認調査の結果

⑴　事実確認調査の結果【表 61】

○　事実確認調査を行った３件のうち、「虐待ではないと判断した事例」は１件(33.3%)、「虐待の判断には至らなかった事例」は２件（66.7%）であった。

【表61】事実確認調査の結果

区分	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	3	
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	0	0.0%
虐待ではないと判断した事例	1	33.3%
虐待の判断には至らなかった事例	2	66.7%

第６章　障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待

１．相談・通報件数（複数回答）【表 62】

○　障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談・通報は、区役所支援課、委託先の障害者総合支援センターで、２件受け付けている。

【表62】相談・通報・届出者（複数回答）

区分	区役所支援課	障害者生活支援センター	合計
件数	1	1	2
構成割合	50.0%	50.0%	

（注）構成割合は、相談・通報件数2件に対応。

２．相談・通報内容に該当する機関【表 63】

○　相談・通報内容に該当する機関は、「医療機関」が１件、「その他（医療機関の元相談員）」が１件であった。

【表63】相談・通報内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	0	0.0%
保育所等	0	0.0%
医療機関	1	50.0%
官公署等	0	0.0%
その他	1	50.0%
合計	2	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数2件に対応。
（その他内訳）医療機関の元相談員

３．相談・通報の対応状況【表 64】

○　「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関･部署等」へ引き継いだ事例が１件、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が１件であった。

【表64】相談・通報の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	2	100.0%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(50.0%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(50.0%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	0	0.0%
合計	2	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数2件に対するもの。
（その他内訳）1件は、警察に引継ぎ。